

第1節 基準病床数

1. 基準病床数、既存病床数について

- 基準病床数は、病院及び診療所の病床の適正配置・過剰な病床数を抑制すること目的に、医療圏ごとの病床整備の基準として、医療法に基づき、病床の種類ごとに定めるものです。
- 基準病床数は、国の定める算定方法（POO「基準病床数の算定式」参照）により、一般病床及び療養病床（2種類の病床を併せて算定）は二次医療圏ごとに、精神病床、感染症病床、結核病床はそれぞれ、三次医療圏（府内全域）で定めます。
- 既存病床数は、都道府県が使用許可した病床数（許可病床数）から、利用者が限定される職域病院（宮内庁や防衛省等の所管する病院）等の病床など、特定の者が利用する病床を除いた病床数のことをいいます。
- 既存病床数が基準病床数を超える地域では、病院及び有床診療所の開設、増床等は原則できません。

2. 基準病床数と既存病床数

（1）一般病床及び療養病床

- 一般病床は、療養病床、精神病床、感染症病床及び結核病床を除いた病床のことで、療養病床とは、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床のことをいいます。
- 基準病床数については、府域全体では・・・となっています。

表● 一般病床及び療養病床の基準病床数と既存病床数

二次医療圏	基準病床数	既存病床数 (H29.6.30 現在)
豊能	※検討中	9,194
三島		6,636
北河内		9,940
中河内		5,893
南河内		6,675
堺市		9,496
泉州		8,918
大阪市		32,264
大阪府		89,016

基準病床数の算定の今後の対応について

破線内の文章は、今後の対応方針であり、最終の本文には記載されません。ただし、今後の対応を踏まえて、本文は修正する予定です。

(1) 特例措置について

○本府の2025年における必要病床数(101,474床)が、既存病床数(89,016床：平成29年6月30日現在)を大きく上回り、今後、医療需要が増加することが予測されています。

○このような場合、医療計画作成指針では、対応方法として次の2つの方法が示されています。

- ・毎年度、基準病床数の見直しについて検討
- ・特例措置による対応

(特例措置について)

急激な人口の増加等、病床の増加が必要と考えられる場合、都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて基準病床数とすることができる。

【特例措置を活用した基準病床数の算出】

基本となる基準
病床数【A】
(平成27年人口を
用いて算出)



【加算】
将来人口算出病床数【B】
－ 基本となる基準病床数【A】



第7次医療計画
基準病床数【B】

(2) 特例措置の活用によるシミュレーション結果

注：現時点では、未確定である「介護施設・在宅医療等対応可能数」の減算は、考慮されておりません。

○2020年（計画中間年）、2025年（地域医療構想の必要病床数設定年）及び2030年（大阪府の医療需要のピーク）の人口を使用した加算の結果、[大阪府全体]では、いずれにおいても、「基準病床数」<「既存病床数」となることが見込まれました（過剰状態）。

○しかしながら、二次医療圏別では、2020年、2025年、2030年の人口を使用した場合、「基準病床数」>「既存病床数」となる地域が出現する可能性があることが見込まれました（非過剰状態）。

(3) 検討の方向

○今後、「介護施設・在宅医療等対応可能数（下記）」を確定させたいうえで、特例措置の活用について、見極めたいうえで、基準病床数を算出する予定です。

※介護施設・在宅医療等対応可能数について

保健医療計画と介護保険事業（支援）計画を策定するにあたっては、二次医療圏単位での協議の場を設置し、都道府県、市町村等の関係者が、在宅医療サービスと介護保険サービスの整備目標・見込み量（介護施設・在宅医療等対応可能数など）について協議行っていく予定です。

(2) 精神病床

○精神病床は、精神疾患を有する患者を入院させるための病床のことをいいます。

○基準病床数については、府域全体では・・・となっています。

表● 精神病床の基準病床数と既存病床数

三次医療圏	基準病床数	既存病床数 (H29.6.30 現在)
府内全域	※検討中	18,932

※流入・流出入院患者を確定させて、基準病床数を算定。

(3) 感染症病床

○感染症病床は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者並びに新感染症の所見がある患者を入院させるための病床のことをいいます。

○基準病床数については、府内域全体の基準病床数と既存病床数は同数となっています。

表● 感染症病床の基準病床数と既存病床数

三次医療圏	基準病床数	既存病床数 (H29.6.30 現在)
府内全域	78	78

(4) 結核病床

○結核病床は、結核の患者を入院させるための病床のことをいいます。

○基準病床数については、府域全体では・・・となっています。

表● 結核病床の基準病床数と既存病床数

三次医療圏	基準病床数	既存病床数 (H29.6.30 現在)
府内全域	※検討中	474

※結核新規登録患者数を確定させて、基準病床数を算定。

(参考) 基準病床数の算定式

(1) 一般病床及び療養病床

①一般病床

$$\frac{\text{性別・年齢階級別人口} \times \text{性別・年齢階級別一般病床退院率} \times \text{平均在院日数} + \text{流入入院患者数} - \text{流出入院患者数}}{\text{病床利用率}}$$

②療養病床

$$\frac{\text{性別・年齢階級別人口} \times \text{性別・年齢階級別療養病床入院受療率} - \text{介護施設・在宅医療等対応可能数} + \text{流入入院患者数} - \text{流出入院患者数}}{\text{病床利用率}}$$

(2) 精神病床

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{性別・年齢階級別の平成32年推計人口} \times \text{性別・年齢階級別の急性期入院受療率} \\ + \text{性別・年齢階級別の平成32年推計人口} \times \text{性別・年齢階級別の回復期入院受療率} \\ + \text{性別・年齢階級別の平成32年推計人口} \times \text{性別・年齢階級別の慢性期入院受療率(認知症を除く)} \end{array} \right) \times \text{1年以上入院患者数のうち継続的治療を必要とする者の割合} \times \text{地域精神保健医療体制の高度化による影響値} \times \left(\begin{array}{l} \text{性別・年齢階級別の平成32年推計人口} \times \text{性別・年齢階級別の認知症の慢性期入院受療率} \\ + \text{地域精神保健医療体制の高度化による影響値} \end{array} \right) + \text{流入入院患者数} - \text{流出入院患者数}}{\text{精神病床利用率}}$$

(3) 感染症病床

$$\text{特定感染症指定医療機関の感染症病床(国指定)} + \text{第一種感染症指定医療機関の感染症病床(府指定)} + \text{第二種感染症指定医療機関の感染症病床(府指定)}$$

(4) 結核病床

$$\text{1日あたりの区域内における医師届出の塗抹陽性結核患者数} \times \text{塗抹陽性結核患者の感染性消失までに要する平均日数} \times \text{年間新規塗抹陽性結核患者発生数の区分に応じ定める数値} \times \text{粟粒結核等の重症結核その他の重区域の事情に合わせた数値} + \text{計画策定の前年度の区域内の慢性患者のうち入院者数}$$